

令和5年度 クルーズ船受入・定着化促進事業
マナー啓発・プロモーション動画等制作業務
仕様書

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

1. 総則

1.1 件名

「令和5年度 クルーズ船受入・定着化促進事業 マナー啓発・プロモーション動画等制作業務」（以下「本業務」という。）とする。

1.2 仕様書の目的

本仕様書は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という）が受託事業者に委託する本業務に関する仕様を示すものとする。

2. 業務について

2.1 業務の目的

沖縄県及び一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）では、クルーズ船社、乗客、寄港を受入れる地域（住民・事業者）の三方よしとなる、質の高いクルーズ観光を推進し、持続可能なクルーズ船受入環境の整備に向け、取り組んでいるところである。

本業務では、その一環として、(1) 地域のマナーやルールを啓発するコンテンツ制作、(2) 高付加価値クルーズの誘致・定着化を図るためのコンテンツ制作、(3) 観光案内の機能強化及び下船時の混雑を回避するための導線案内等のツール制作を行う。

2.2 契約期間：契約締結日 ～ 令和6年3月31日

2.3 全体について

(1) 実施体制

- ① 本事業全体の実施体制（役割、連絡体制）、スケジュール、実施業務の内容を明確にした事業計画書を作成し、OCVBの承認を得ること。
- ② 協会会社含め実施体制の管理を徹底して行うこと。
- ③ 業務の進捗状況は常にOCVBと共有すること。
- ④ 本事業に際して、全体統制を担う担当者を正副二名置くこと。
- ⑤ 迅速な業務遂行のため、窓口担当者は沖縄在住であること。

3. 業務内容

3.1 乗客・乗員に対する寄港地でのマナー啓発関連コンテンツの制作

持続可能なクルーズ船受入環境を整備するため、クルーズ船の寄港による県民の生活・住環境の悪化等を引き起こすことがないように、乗客・乗員に対して、寄港地でのマナー、ルールの遵守について、理解・協力を求める必要がある。このため、マナーやルールを啓発する動画・静止画（動画をキャプションしたもので構わない）、ポスター・チラシを制作する。制作に当たっては、啓発ツールを見た方が不快感を抱くような一方的なメッセージとならないよう十分留意すること。

(1) マナー啓発動画・静止画の制作

- ・動画はそれぞれ3分未満のLong Ver.と30秒程度のShort Ver.を制作すること
- ・動画内でキャプション等を使用する場合は英語・繁体字を使用言語とすること
- ・活用シーンは以下を想定しており、全ての制作物は使用期間や用途に著作権等の制限がない仕様とすること。
 - ✓ OCVBのWEBサイト、SNS等での配信
 - ✓ 観光案内所・クルーズターミナル等での配信
 - ✓ クルーズ船内での配信
 - ✓ 広告媒体（雑誌等）での使用

(2) マナー啓発ポスター・チラシ等の制作

- ・動画の内容とリンクしたマナー啓発のポスター・チラシの制作
- ・使用言語は英語・繁体字とすること
- ・ポスターはB1サイズを2種類（英・繁）制作すること
- ・チラシはA4サイズ（英・繁/両面印刷）とすること
- ・活用シーンは以下を想定しており、全ての制作物は使用期間や用途に著作権等の制限がない仕様とすること。
 - ✓ OCVBのWEBサイト、SNS等での配信
 - ✓ 観光案内所・クルーズターミナル等での掲示・配付
 - ✓ クルーズ船内での配付

3.2 高付加価値クルーズのプロモーション関連コンテンツの制作

高付加価値クルーズの誘致・定着化を図るため、沖縄におけるエクスペディション及び発着クルーズの魅力を訴求する動画・静止画（動画をキャプションしたもので構わない）、ポスターを制作する。

(1) 沖縄エクスペディションの動画・静止画の制作

- ・2024年3月、ポナン社クルーズ船（ル・ジャックカルティエ）が各離島を寄港する予定であるため、その日程に合わせて、動画・静止画を撮影し、プロモーション動画、静止画、ポスターを納品すること。（スケジュールは別添1参照）

<プロモーション動画>

- ・各離島の撮影シーンを繋いだプロモーション動画を2種類（3分未満のLong Ver.と30秒程度のShort Ver.）制作すること。
- ・活用シーンは以下を想定しており、全ての制作物は使用期間や用途に著作権等の制限がない仕様とすること。
 - ✓ OCVBのWEBサイト、SNS、YouTube等での配信
 - ✓ 展示会での配信
 - ✓ 船内での配信

<ポスター>

- ・動画の内容とリンクしたポスターの制作

- ・ポスターはB1サイズで制作すること

(2) 沖縄発着クルーズの動画・静止画の制作

- ・2024年1月～3月、MSC社クルーズ船（ベリッシマ）が沖縄発着クルーズを実施する予定であるため、その日程に合わせて、動画・静止画を撮影し、プロモーション動画、静止画、ポスターを納品すること。（スケジュールは別添2参照）

<プロモーション動画>

- ・各寄港先の撮影シーンを繋いだプロモーション動画を2種類（3分未満のLong Ver.と30秒程度のShort Ver.）制作すること。
- ・活用シーンは以下を想定しており、全ての制作物は使用期間や用途に著作権等の制限がない仕様とすること。
 - ✓ OCVBのWEBサイト、SNS、YouTube等での配信
 - ✓ 展示会での配信
 - ✓ 船内での配信

<ポスター>

- ・動画の内容とリンクしたポスターの制作
- ・ポスターはB1サイズで制作すること

3.3 歓迎ツール制作

観光案内の機能強化及び下船時の混雑回避・スムーズな導線案内を行うためのツール等を制作する。

ツール等は以下の（1）、（2）を合わせて25万円（税込み）程度の予算規模とすること。

(1) クルーズターミナル内で使用する案内看板イラストデータの制作

下船時の混雑回避の為、各所で設置する案内板用イラストを制作する

- ・A0サイズとすること
- ・1つのイラストに日本語・英語・簡体字の表記を入れること
- ・下記の6種類を制作する
 1. インフォメーションセンター
 2. タクシー
 3. バス
 4. 歩行者
 5. WiFi スポット
 6. 矢印3種類（右・左・上）・文字はなしとする

(2) スタンドアップバナー制作（2種類）

① 現在初寄港のクルーズ船に対して横断幕を掲げ乗客に対して歓迎を示している。その横断幕に代わるスタンドアップバナーを制作する

- ・横断幕（W2,500～3,000× H800～1,000(mm)）と同等のサイズとすること
- ・屋外・屋内で使用できること

- ・ Welcome to Okinawa の文字を入れること
 - ・ 沖縄をイメージするデザインとすること
- ② 屋内の観光案内所での設置を目的とした沖縄観光を訴求するようなスタンドアップバナーを制作すること
- ・ W600～850× H1,800(mm)と同等のサイズとすること
 - ・ 設置が簡単なこと
 - ・ 沖縄をイメージするデザインとすること

4. 成果物 ※データ提出の記録媒体の種類は問わない

動画	<ul style="list-style-type: none"> ① フルHD画質またはそれ以上の画質のマスターデータ ② SD画質またはそれに準ずる画質の動画（本編・SNS用）DVD（リージョンコードフリー）NTSC/PAL方式 各2枚ずつ ③ 動画共有サイトへの投稿・再生に最適なサイズ・フォーマットにした映像データ1式 ④ 撮影した映像素材データ 1式 ⑤ 素材リスト表 1式 ⑥ 動画内キャプションのテキストデータ 1式
静止画	<ul style="list-style-type: none"> ① 画像データ 1式 <p>※ファイル形式はJPEG形式とし、B6サイズの印刷物に耐えうるものとする。</p>
ポスター	<ul style="list-style-type: none"> ① 成果物 3枚ずつ ② 画像データ 1式 <p>※ファイル形式はai及びJPEG形式とし、B1サイズの印刷物に耐えうるものとする。</p>
ちらし	<ul style="list-style-type: none"> ① 成果物 100部 ② 画像データ 1式 <p>※ファイル形式はai及びJPEG形式とし、A4サイズの印刷物に耐えうるものとする。</p>
案内看板データ	<ul style="list-style-type: none"> ① 画像データ 1式 <p>※ファイル形式はai及びJPEG形式とし、案内看板サイズの印刷物に耐えうるものとする。</p>
スタンドアップバナー	<ul style="list-style-type: none"> ① 成果物 バナー2個 ② 画像データ 1式 <p>※ファイル形式はai及びJPEG形式とする。バナーサイズの印刷物に耐えうるものとする</p>

その他	本業務に付随する資料で OCVB から求められたもの
-----	----------------------------

5. 著作権・特許権

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、著作権法第 28 条及び第 28 条に定める権利を含む全ての著作物（財産権）を、OCVB に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作権及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に OCVB の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、OCVB の同意を得なければ、著作権法第 18 条ないし第 20 条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務作成物で使用する文章、写真、図版などは全て沖縄県及び OCVB 内での利用、あるいは沖縄県または OCVB が観光振興に資すると判断したうえで第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする。著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

6. 契約不適合責任

受託者は、納品後から 1 年間は瑕疵や不具合について無償で修正し、またはこれを取り換える責任を負うこと。OCVB への引き渡し日から起算して 1 年間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果物の修補を行うこと。

7. その他

- (1) 本業務の実施内容については、OCVB 担当者と十分な打合せを行うこと。また、本業務の進捗状況について報告を求められた場合には随時応じること。
- (2) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は OCVB 担当者と綿密な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。
- (3) 再委託等（外注を含む）を行う場合には、事前に OCVB の承認を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて OCVB が直接に指示監督する場合がある。
- (4) 本業務で得られたデータ等については、OCVB の許可なくして流用してはならない。
- (5) 本業務の実施するにあたって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。
- (6) 本業務の対象となる経費は、次のとおり。

- a. 人件費（謝金を含む）
- b. 事業費（実施費、印刷費（「業務報告書」作成費も含む。）、通信運搬費、補助職員人費、その他業務実施にあたり特に必要と認められる経費）
- c. 再委託費
- d. 一般管理費（人件費＋事業費の10%以内）
- e. 消費税及び地方消費税

（7）本仕様書に明記されていない事項及び詳細、または契約書に記載無き事項については、OCVB 担当者と協議すること。

（8）本業務の実施に際し、実施方法等について OCVB と協議の上、調整すること。

（9）その他、本業務において疑義が生じた場合については、OCVB 担当者と協議を行うこと。

（10）本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮に留意すること。

※内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

【問い合わせ・書類提出先】

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー

誘客事業部 海外プロモーション課 担当：平山・仲里

〒901-0152 沖縄県那覇市字小録 1831-1 沖縄産業支援センター 2F

E-mail: cruise@ocvb.or.jp 電話：098-859-6127